

# 海洋・港湾構造物維持管理士の資格更新制度【2023年度版(対象者:資格有効期間が2024年3月31日までの方)】

## 【資格更新スケジュール】

・資格更新申請期間:2023年10月2日(月)～12月22日(金)  
(2023年12月23日以降についても、更新申請を随時受け付けるが、資格者証の送付が4月以降になる可能性がある。)

## 【CPD単位認定要領】

・本資格は5年毎に更新が必要で、下表の「Ⅰ 継続学習」、「Ⅱ 業務実績」、「Ⅲ 更新研修」に係る認定単位の合計が250単位以上あることを資格更新の条件とする。なお、対象とする認定単位は、2019年4月1日以降に取得されたものとする。  
・本資格取得技術者の能力向上と本資格の趣旨から、「Ⅰ 継続学習」及び「Ⅱ 業務実績(特に海洋・港湾構造物に関する業務実績)」により資格の更新に必要な認定単位を取得することが望ましい。

## 【 CPD単位認定要領表 】

認定項目	認定単位	備考	
Ⅰ 継続 学 習	a. 建設系CPD協議会参加団体等のCPDプログラムへの参加 以下の建設系CPD協議会参加団体はCPD単位を相互承認している。 いずれか一団体のCPDプログラムに登録し継続学習の証明を得ること。  ○公益社団法人 土木学会 ○公益社団法人 日本技術士会 ○一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 ○一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 ○公益社団法人 日本コンクリート工学会 ○公益社団法人 地盤工学会 ○一般社団法人 日本環境アセスメント協会 ○公益社団法人 農業農村工学会 ○公益社団法人 日本都市計画学会 ○公益社団法人 日本建築士会連合会 ○公益社団法人 空気調和・衛生工学会 ○公益社団法人 日本造園学会 ○土質・地質技術者生涯学習協議会(一般社団法人 全国地質調査業協会連合会) ○公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター ○一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 ○公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	①継続学習単位 ・いずれか一団体が証明するCPD単位  ・5年間合計の最大は200単位とする ・3回目以降更新者は最大250単位とする	・団体が発行するCPD記録(証明書)(「様式Ⅰ-a」と呼ぶ)を提出すること(5年分を纏めて提出することができる)。 ・土木学会、建設コンサルタンツ協会などでは、会員外でもCPD記録の登録、確認等のサービスを受けられるので、これらを利用すること。 ・証明期間が5年より短い団体もあるので、証明書の様式、証明期間など予め確認すること。
	c. 海洋・港湾構造物維持管理士向けCPDプログラムへの参加 ・当センターまたは海洋・港湾構造物維持管理士会(共催を含む)が、海洋・港湾構造物維持管理士資格制度講習・研修小委員会の指導の下で、本資格者向けに行うCPDプログラムに限る。 ・専門性を鑑みて本資格の更新に限り、土木学会認定CPD単位(講演会等主催者が提示)の3倍(重みW=3.0)の単位を付与する。	①継続学習単位 =Σ重みW*土木学会認定CPD単位  ・本資格更新に限り、重みW=3.0	・(様式Ⅰ-c)海洋・港湾構造物維持管理士向け継続学習記録を(5年分纏めて)提出すること。 ・「様式Ⅰ-a」で申請済みのプログラムは、重みW=1.0で申請しているため、残りの重みW=2.0を「様式Ⅰ-c」で申請できる。 ・事務局の記録と照合するので「様式Ⅰ-c」についての審査費用は不要である。
Ⅱ 業 務 実 績	a. 海洋・港湾構造物に関する以下の業務実績(重みW=1.0) ・調査、計画、設計、施工に関する業務(研究・開発を含む)及び、これらの監理・監督業務(発注者としての監理・監督業務を含む) (注) 海洋・港湾構造物とは港湾の施設の技術上の基準、海岸保全施設の技術上の基準に基づき設計される構造物、これらと同等の漁港構造物、及びこれら以外の海洋構造物でその形式・材料等がこれらの構造物に類似するものである。	②業務実績単位 =Σ重みW*従事期間(月)*5単位  ・従事業務は同時期の重複をカウントしない ・従事期間1ヶ月で5単位とする(6日で1単位) ・5年間合計の最大は200単位とする	・(様式Ⅱ)業務経歴書を提出すること。 ・申請時に継続中の契約業務は終了していなくても申請することができる。ただし、申請時の年度を越えることは出来ない。 ・審査のため、提出された業務経歴書について、電話等での質問や、追加の資料(契約書類、施工計画書、業務報告書、研究論文のコピーなど)の提出を求められることがある。
	b. 一般土木構造物に関する以下の業務実績(重みW=0.5) ・調査、計画、設計、施工に関する業務(研究・開発を含む)及び、これらの監理・監督業務(発注者としての監理・監督業務を含む) (注) 一般土木構造物とはaに含まれる構造物を除き、土木の技術基準類に基づき設計される構造物である。		
Ⅲ 更 新 研 修	海洋・港湾構造物維持管理士としての5年間の活動(業務実績、自己学習等)について ・事前にレポート(4,000字程度)を提出する。 ・提出したレポートについて更新研修会にて発表・討議または、個別面談にて報告・質疑応答をする。 ・レポートおよび上記の内容を総合評価して、更新研修単位を認定する。	③更新研修単位 ・レポートと研修を併せて50単位とする ・3回目以降更新者に限り、2課題に対してレポート提出と発表を行う場合、100単位を付与する	・更新研修受講料として11,000円を徴収する。 ・更新研修は更新申請年度に受講することができる。
資格更新条件		①、②、③の合計が250単位以上	・更新手数料として11,000円を徴収する(「Ⅲ」と別途)

注1)・虚偽の記載が判明した場合は、資格を剥奪するとともに再取得を認めない。

・建設系CPD協議会参加団体以外の団体でのCPDプログラムで申請を希望する方は、当センターの「試験資格登録室」に事前に相談すること。建設系CPD協議会参加団体のCPDプログラムと同等と認めれば、申請を許諾する。

・「Ⅰ 継続学習」に業務経験を登録する場合は、当該業務経験を「Ⅱ 業務実績」で重複して登録することはできない。

・海外勤務及び長期海外出張並びに育児休業(産前産後休業を含む)のため資格更新の申請ができない方は、当センターへご相談下さい。

注2)・正規の申請(資格者証:交付2019年4月1日、有効期限2024年3月31日)

2023年12月22日までの申請については2024年3月末に資格者証を送付。必要な認定単位は5年間(2019年4月1日～2024年3月31日)で250単位以上とする。再登録後の資格有効期間は5年間(2024年4月1日～2029年3月31日)とする。  
2023年12月23日～2024年3月31日までの申請についても受理し、事務手続きは随時実施する。ただし、申請後、2～3ヶ月後の資格者証送付となり、審査・手続きが済むまで資格は途切れる可能性がある。資格有効期限後についても2024年6月末までは申請を受理するが、審査・手続きが済むまで資格は途切れる。

・4年申請(資格者証:交付2020年4月1日、有効期限2024年3月31日)

2023年12月22日までの申請については2024年3月末に資格者証を送付。必要な認定単位は4年間(2020年4月1日～2024年3月31日)で200単位以上とする。再登録後の資格有効期間は5年間(2024年4月1日～2029年3月31日)とする。  
2023年12月23日～2024年3月31日までの申請についても受理し、事務手続きは随時実施する。ただし、申請後、2～3ヶ月後の資格者証送付となり、審査・手続きが済むまで資格は途切れる可能性がある。

・6年申請(資格者証:2018年4月1日、有効期限2023年3月31日)

2023年12月22日までの申請については2024年3月末に資格者証を送付。必要な認定単位は6年間(2018年4月1日～2024年3月31日)で300単位以上とする。再登録後の資格有効期間は4年間(2024年4月1日～2028年3月31日)で、次回資格更新に必要な認定単位は4年間(2024年4月1日～2028年3月31日)で200単位以上とする。  
2023年12月23日～2024年3月31日までの申請についても受理し、事務手続きは随時実施する。ただし、申請後、2～3ヶ月後の資格者証送付となり、審査・手続きが済むまで資格は途切れる可能性がある。